相談機関（一覧）

相談機関	方法	相談事業名		相談日等	相談時間	電話番号
清須市役所 健康推進課	面接 （要予約）	心の健康相談	（臨床心理士）	毎月１回	健康推進課の指定する場所と時間	052-400-5822
			（医師）	年６回		
	面接 ・ 電話	こころの健康を保つための相談（保健師）		月曜～金曜※	８時30分～17時	
清須市教育委員会青少年・家庭教育相談	面接 ・ 電話	青少年・家庭教育相談		月曜～金曜※	９時～16時	052-401-3334
愛知県 清須保健所	面接 （要予約）	精神科嘱託医による相談		毎月１回	14時～、15時～	052-401-2100
	面接 （要予約） ・ 電話	精神保健福祉相談、メンタルヘルス相談（精神保健福祉相談員、保健師）		月曜～金曜※	９時～12時 13時～16時30分	
愛知県精神保健福祉センター	面接 （要予約）	精神保健福祉相談 （精神疾患等の精神保健福祉、麻薬・覚せい剤・シンナー等薬物依存、アルコール、ギャンブル等依存症に関すること）		水曜 （第３水曜除く）	９時～	052-962-5377
		自死遺族相談		第３木曜	14時～	
		ひきこもり専門相談		第３月曜※ 第３水曜※	９時～	052-962-3088
	電話	あいちこころほっとライン365		毎日	９時～16時30分	052-951-2881
		精神保健福祉相談 （精神疾患等の精神保健福祉、麻薬・覚せい剤・シンナー等薬物依存に関すること）		月曜～金曜※	９時～12時 13時～16時30分	052-962-5377
		アルコール電話相談				052-951-5015
		ギャンブル等依存症の電話相談				052-961-1722
		ひきこもり専門相談				052-962-3088
	メール	Eメール相談		http://www.aichi-pref-email.jp/top.html		
あいち自殺防止センター	電話	つらい気持ちについての相談		金曜	20時～23時	052-870-9090
名古屋いのちの電話		いのちの電話（毎月10日はフリーダイアル開設）		毎日	24時間	052-931-4343
				毎月10日	８時～翌日８時	0120-783-556
愛知県教育委員会 生涯学習課		家庭教育相談 （いじめ・不登校相談）		月曜～金曜※	９時～16時	052-961-0900
愛知県総合教育センター		一般教育相談（いじめ・不登校・学業・家庭教育等）		月曜～金曜※	９時～17時	0561-38-2217
（財）愛知県教育・スポーツ振興財団		いじめについての相談 子どもSOSほっとライン24		毎日	24時間	0120-0-78310
		教育相談こころの電話		毎日 （年末年始除く）	10時～22時	052-261-9671
愛知県児童・障害者相談センター		子ども家庭110番		月曜～金曜※	９時～17時	052-953-4152
精神科救急情報センター		緊急に受診等が必要な時、医療機関等の電話案内		毎日	24時間	052-681-9900

※祝・休日・年末年始を除く

発行：清須市　健康推進課（2019年3月）　：　〒452-8569 清須市須ケ口1238番地　　TEL 052-400-2911（代表）

概要版

声をかけ合い、孤立させない地域のつながり

清須市自殺対策計画

2019～2023年度

2019年3月

清須市

声をかけ合い、孤立させない地域のつながり

だれも自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、「清須市自殺対策計画」を策定しました。　計画では下記の４つの「基本目標」を掲げ、市の全体での取組を進めていきます。

Ⅰ　見守り、支えあう地域づくり

多様な機関がつながり、ネットワークを強化して、だれも自殺に追い込まれることのない清須市の実現をめざします。

1　**地域におけるネットワークの強化**
だれも自殺に追い込まれることのないよう、地域で見守り、地域で支え合うことができるよう、ネットワークを強化します。

2　**自殺対策を支える人材の育成**
自殺対策を支える主な人材として、ゲートキーパーを育成します。
また、相談機関の職員の資質向上に取組みます。

3　**市民意識の啓発**
すべての市民が、自殺は誰にでも起こりうる危機であることを認識できるよう啓発します。

4　**地域への参加の促進**
だれも「孤立」することなく支えあっていくことができるよう、地域への参加を促します。

5　**安全な環境の整備**
安全に生活できる地域の環境整備を通じて、自殺予防を図ります。

Ⅱ　心身の健康づくりへの支援

心と体の健康づくりを通じて、自殺を未然に防ぐ施策を進めます。

1　**心身の健康づくり**
「健康日本 21 清須計画（第２次）」に基づき、すべての市民が自らの心身の健康づくりを進めることができるよう支援します。

2　**病気の早期発見・早期受診**
病気を発端として自殺に至る事例もあるため、早期に発見して受診するよう啓発します。

3　**自己肯定感を高める、こころの健康づくりへの支援**
社会の様々な場面に立つ市民が自己肯定感を高め、こころの健康を保つことができるよう、情報発信や働きかけを行います。

4　**相談機会の充実**
相談機会を充実し、様々な立場の人が気軽に相談を利用できる状態の実現をめざします。

Ⅲ　子ども・高齢者等・家族への支援

高齢者、子ども本人とその家族への支援を充実し、自殺を予防します。

1　**いじめの解消への支援**
学校や学級の現状を踏まえた上で、学校や学級の特性に応じたいじめ解消プログラムを立案して実行し、いじめの解消をめざします。

2　**SOS の出し方に関する教育**
子ども自身が SOS を出すことができるよう教育します。学校では、子どもが利用しやすいよう配慮された相談窓口の設置・充実を図ります。

3　**子どもをとりまく家族への支援**
家庭において、親が子どもの SOS を見逃さず支援できるよう、情報提供や啓発を行います。

4　**子どもの貧困対策の充実**
貧困の状態にある子どもが抱える問題が自殺の要因となる可能性があるため、子どもの貧困対策を適切に実施します。

5　**高齢者等への支援の充実**
高齢者が、閉じこもりや孤立により心身の健康状態を悪化させ、自殺に追い込まれることがないよう支援します。

Ⅳ　生活困窮者対策の充実と経済的自立への支援

「生活困窮者」や「勤務・経営」関係者への支援の充実を図ります。

1　**生活困窮者対策の充実**
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行います。

2　**無職者・失業者の自立支援**
無職者・失業者の職業的自立を支援する関係機関や事業の情報を提供するとともに、関係機関との連携による包括的な支援を行います。

3　**勤務・経営者への支援**
職場環境の問題や経営の失敗等から自殺につながることがないよう、相談事業の充実や事業再生への支援を行う機関等の情報を提供します。

4　**若者への支援**
職業的自立が困難な立場にある若者などの相談に応じ、適切な支援につなげます。